



<中建国保への届出では義務です届出はすみやかに>

交通事故にあった場合は、ただちに中建国保に届出てください。

他人（加害者）から受けたケガ等の治療費は被保険者（被害者）の過失を除き、加害者が損害賠償の負担をすべきものです。

しかし、加害者がすぐに損害賠償をしてくれないときや、治療が長期間にわたるときなどは、中建国保の支部や出張所に届出ることにより、いったん中建国保の保険で治療を受けることもできます。

この場合、中建国保はあくまでも加害者に代わって治療費を一時立て替えるわけです。

交通事故によるケガ等で中建国保の保険を使う場合（人身傷害補償保険等を使う場合も含む）は必ず組合に届出してください。

なお、届出または連絡のないときは、国民健康保険法、保険給付制限規程により、医療費の全部または一部について返納を求められるなどの不利益な取扱いを受けることがありますから注意してください。

<届出に必要なもの>

第三者行為による傷病届（被害届）、調査書、事故発生状況報告書、念書、同意書、誓約書、交通事故証明書

<示談のときも必ず支部・出張所に相談を>

加害者とのあいだで示談をするときも、必ず前もって中建国保の支部または出張所に相談のうえ行ってください。

加害者に治療費等の損害賠償の請求ができなくなったり、被害者自身が治療費を負担することのないよう、次の事項に注意しましょう。

(1) 権利の放棄や加害者の過失を軽減しない（休業補償、慰謝料等が減額される場合があります）。

(2) 後遺症ということもあるので、示談はケガなどが治ってから締結します。